

観 覧 設 計 書

工 事 名	全国瞬時警報システム専用受信設備整備工事
施行箇所	矢板市役所
工 期	令和8年3月10日まで

入 札 日	令和 7 年 7 月24日	時間については、入札通知書により確認のこと
場 所	矢板市生涯学習館 2階 研修室（1）	
観覧期間	令和 7 年 7 月11日 ～ 令和 7 年 7 月23日	
担 当	生活環境課	

そ の 他	
-------	--

令和7年度	設計	栃木県が防災行政ネットワーク衛星通信設備を		契約の日	施工	条件付	市長
起債	の理由	更新することに伴い、既設アンテナが使用できなくなるため、新たにアンテナの設置を行う。	工期	～ R8.3.10 限り	方法	一般競争入札	
実施設計書 工事名 全国瞬時警報システム専用受信設備整備工事 施工箇所 矢板市役所 設計概要 ・ アンテナ設置 ・ Jアラート受信機等設定調整							副市長
							部長
							課長
							GL
							設計者
設計書用紙（甲） 栃木県矢板市							
工事価格 金 円 内 訳 工事価格 金 円 消費税等相当額 金 円							
予定額		増減額	予算額		理由		
査定額			に対する				
実施前回	設計額		増減額				
	請負額		前設計額				
	請負率		前請負額				
今回変更	設計額		に対する				
	請負額	増減額					

内 訳 書

種 別	規 格 等	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
全国瞬時警報システム専用受信設備整備工事						
アンテナ設置・Jアラート受信機等設定調整						
材料費		1	式			1号明細書
労務費		1	式			2号明細書
工事価格						
消費税等相当額						
工事費						
合 計						

矢 板 市 役 所

明 細 書
(第 1 号)

材料費

種 別	規 格 等	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
CSアンテナ	マスプロ電工 CSK75	1	基			
分波器	マスプロ電工 OMT500	1	基			
CSコンバーター	日清紡マイクロデバイス NJR2845CHF	1	基			
自立マスト	マスプロ電工 ベースマスト付	1	基			
アンテナ金具固定部材	マスプロ電工	1	基			
同軸ケーブル	S-7C-FB	50	m			
小計						
配管及び付属品		1	式			
雑材消耗品		1	式			
合 計						

矢 板 市 役 所

明 細 書
(第 2 号)

労務費

種 別	規 格 等	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
自立マスト設置作業費		1	式			
アンテナ設置作業費		1	式			
同軸ケーブル配線及び配管作業費		1	式			
アンテナ方向調整作業費		1	式			
Jアラート受信機設定調整費		1	式			
完成図書作成費		1	式			
直接労務費計						
現場管理費		1	式			
諸経費		1	式			
合 計						

矢 板 市 役 所

公表単価一覧表

全国瞬時警報システム専用受信設備整備工事

名称	規格	単位	単価:円	適用区分			備考
				機	労	材	
衛生通信用アンテナ	マスプロ電工 CSK75	基	90,000			○	
水平・垂直偏波分波器	マスプロ電工 OMT500	基	20,000			○	
CSコンバーター	日清紡マイクロデバイス NJR2845CHF	基	110,000			○	
自立マスト	マスプロ電工 MY5010LK(50A)1m 1式	基	150,000			○	
マスト固定材	マスプロ電工	基	260,000			○	
同軸ケーブル	S-7C-FB	m	500			○	

- 1 本表に記載されている単価は、見積り及び特別調査により決定したものである。
- 2 適用区分に○印があるものは、下記の価格を示す。
「機」:機械器具等の損料または賃料
「労」:労務費
「材」:材料費

全国瞬時警報システム（Jアラート）
専用受信設備整備工事仕様書

令和7年7月

矢板市

1 総則

本仕様書は、矢板市が、「全国瞬時警報システム（Ｊアラート）専用受信設備整備工事」の一部機器類の設置、調整、試験等一切について示すものであり、受注者は、これに基づき施工を行うものとする。また、受注者は既設設備（導入業者：日本電気株式会社）の試験調整を実施できること。

1 目的

本仕様書は、矢板市（以下「発注者」という）が全国瞬時警報システム（以下「Ｊアラート」という）で使用している衛星受信設備において、現在、一般財団法人自治体衛星通信機構（以下「LASCOM」という）の地域衛星通信ネットワーク第２世代システム受信設備と共用しているが、今後、第３世代システムに移行し整備した際、LASCOMから予告なく機能停止が行われＪアラートの衛星受信が不能となる恐れがあるため、Ｊアラート専用受信設備の整備を行うことを目的とする。

2 工事名

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）専用受信設備整備工事（以下「本工事」という。）

3 納入場所

矢板市役所

住所 〒329-2164 栃木県矢板市本町 5-4

4 整備概要

(1) Ｊアラート受信機専用衛星アンテナの据付工事を行う。

設置場所を確認のうえ、風圧荷重・気象の変化・振動・衝撃その他の外部環境の影響を考慮し施工すること（振動や騒音が発生する工事においては、休日の施工とすること。）。

ア Ｊアラート受信機専用衛星アンテナの設置時期は、発注者と受注者と既設Ｊアラート受信機導入業者で協議の上決定する。

イ 納品する製品に係る安全性等の検定・承認・許可等を必要とするものについては、関係機関において、合格した新規製品であること。

ウ Ｊアラート受信機専用衛星アンテナから既設Ｊアラート受信機までの同軸ケーブル配線工事を行う。配線時、既存ケーブルおよび施設を破損させないように細心の注意を払い施工すること。

エ 既設Ｊアラート受信機の設定変更を行い、正常受信を確認すること。既設Ｊアラート受信機の設定変更は、受信品質や外部連携等に影響を及ぼさないよう、導入業者立会いのもと行うこと。Ｊアラート受信機の受信機状態表示にある衛星受信情報の信号強度と受信品質は、それぞれ、+54dB 以下、10dB 以上を確保するこ

と。

オ 廃棄処分する機器については、適正な処理を行ったうえで廃棄すること。処分が完了した後に、発注者 に対しマニフェスト（控え）を提出すること。

カ Jアラート受信機専用衛星アンテナは、本庁舎屋外の床面に自立マストを立て、アンテナから執務室までは適切な配管・配線を行う。

5 機器構成

設置する Jアラート受信機専用衛星アンテナは次のとおりとする。

No.	機 器 名	規 格	数 量	備 考
1	衛星通信用アンテナ	マスプロ電工 CSK75	1 式	
2	水平・垂直偏波分波器	マスプロ電工 OMT500	1 式	
3	CS コンバーター	日清紡マイクロデバイス NJR2845CHF	1 式	
4	CS ブースター		1 式	必要に応じて
5	自立マスト	マスプロ電工 MY5010LK (50A) 1 m	1 式	
6	マスト固定材	据付に必要な部材を含む	1 式	
7	同軸ケーブル	S-7C-FB	5 0 m	

※ 上記条件を満たす同等品以上のものを可とする。

6 適用範囲

適用範囲は、本工事の設計・運搬・据付・配線および調整・試験完了までに必要な機器、関係公官庁等への諸手続きを含む検収に至るまでの一切とする。また、本工事の受け渡し前に要する費用は、全て契約金額に含むものとする。

7 適法法規

本工事を設計・製作・施工する受注者は、本仕様書に定めるもののほか、次の関係法規に従わなければならない。

(1) 法規等

- ・ 電波法および同法関係規則
- ・ 有線電気通信法および同法関係規則
- ・ 建築基準法および同法関係規則
- ・ 電気設備技術基準
- ・ 電気設備工事共通仕様書

(2) 規格

- ・ 日本工業規格（JIS）
- ・ 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）

- ・ 日本標準規格（JES）
- ・ 日本電機工業会標準規格（JEM）
- ・ 日本電子機械工業会規格（EIAJ）
- ・ 電子情報技術産業協会規格（JEITA）

8 書類の提出

発注者は請負契約締結直後直ちに本仕様書に基づいて詳細な打合せを行い、次の書類を指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 写真台帳 1 部
- (2) 取扱説明書 1 部
- (3) 試験成績書 1 部
- (4) 完成図書 1 部
- (5) その他必要書類 必要部数

9 工事期間

契約締結日から令和8年3月10日

10 仕様書の疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、直ちに発注者へ連絡し、発注者、受注者協議のうえ、決定するものとする。なお、本仕様書に示されていない事項であっても当然必要と認められる事項は、受注者の責任において実施するものとする。

11 設計変更

本仕様書の内容については、特別の事由が無い限り変更は認めないが、発注者または受注者のやむを得ない都合により設計に変更が生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ、決定するものとする。

12 検査および試験

発注者は、本機器の設計、製作等の各段階に応じて検査、試験を任意に行うことができ、検査等の内容、方法等については、発注者が決定するものとし、検査に要する測定機器および人員等の準備は受注者が行うものとする。

13 検収

受注者は、本工事後に完了届を発注者に提出し、発注者の行う検査の合格をもって検収とする。

14 保証期間

保証期間は、設備の引渡しの日より1年間とし、受注者の設置時に起因と判断され

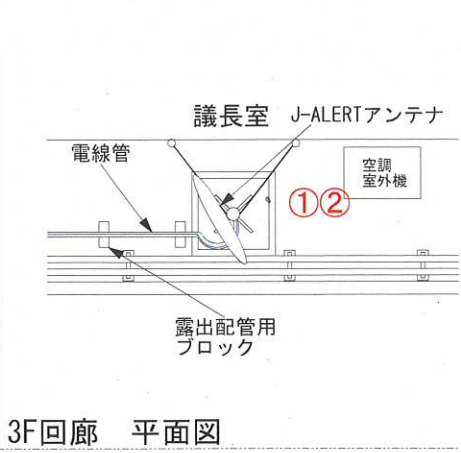
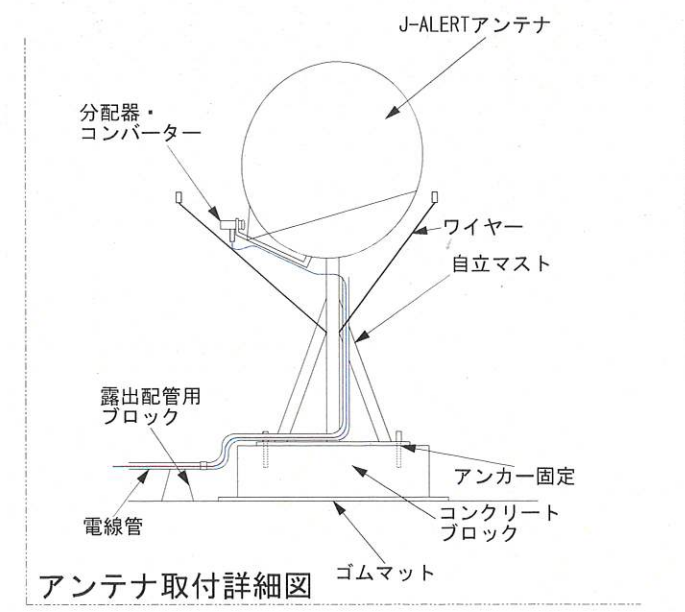
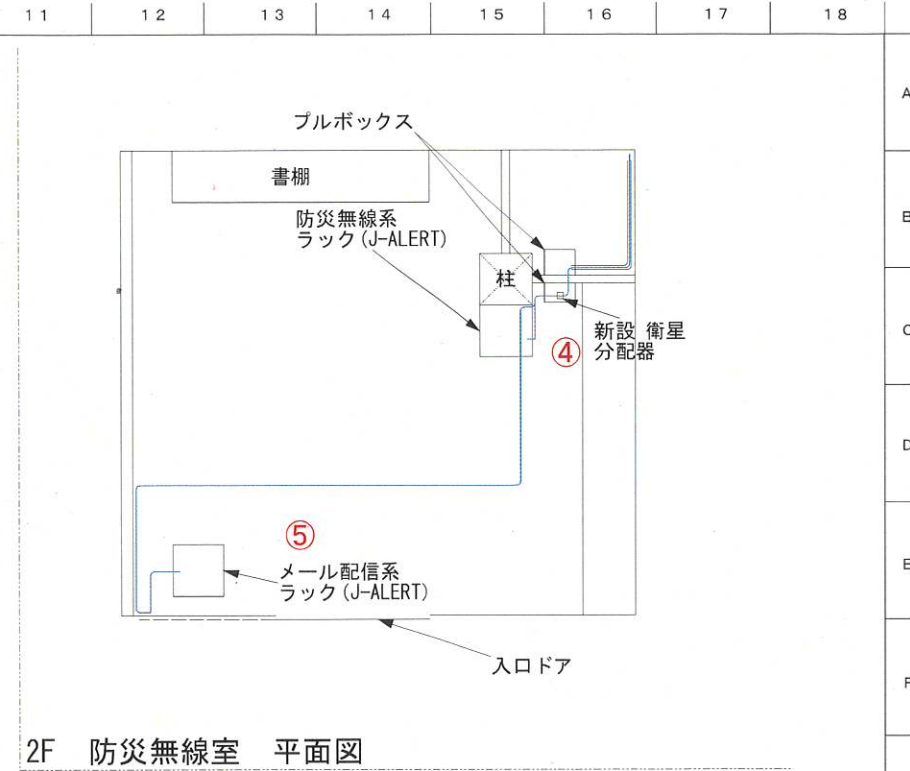
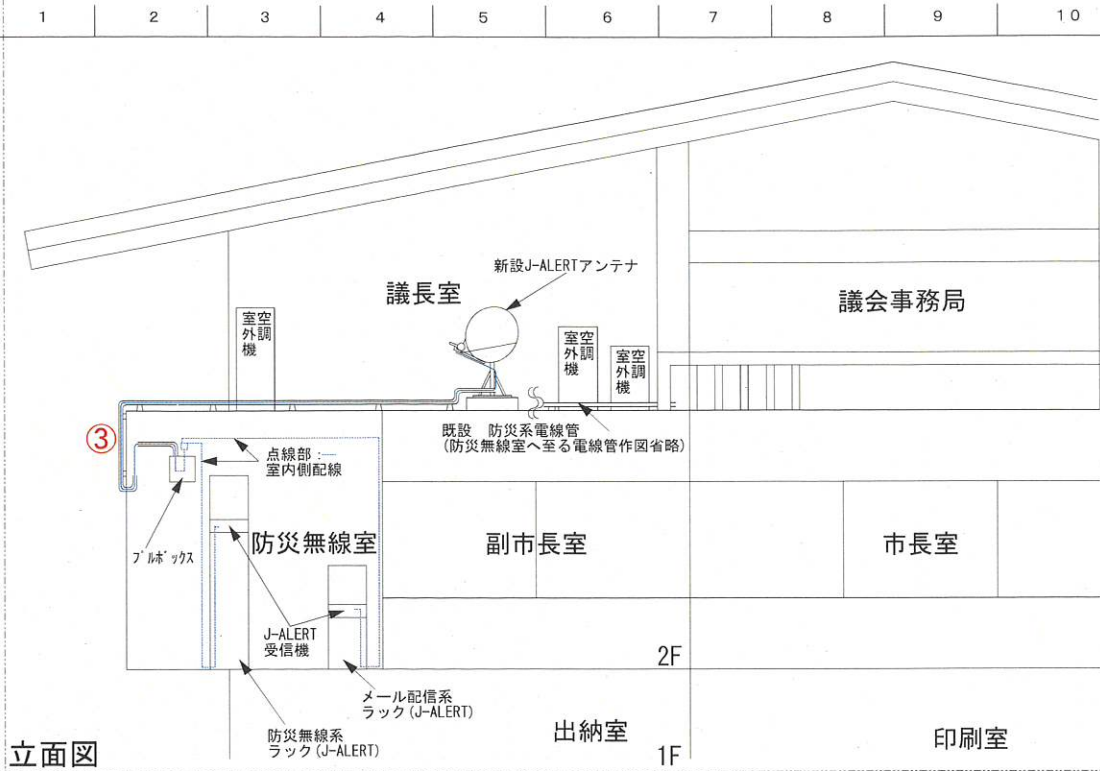
る障害が発生した場合、すみやかに無償修復または交換するものとする。

15 その他

既存の設備など現地の確認を必要とする場合は、関係各所と調整するものとする。

位置図





実施

査 閲	担 当	尺 度		矢板市 全国瞬時警報システム 専用受信設備 整備工事 参考図 株式会社プラムファイブ
		単 位	ミリ	
		用 紙	A3	
		発 行 年 月 日		